

各務原市告示第30号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月22日

各務原市長 森 真

1 区域

(1) 第一種区域

振動規制法に基づく規制地域の指定に関する告示（平成24年告示第27号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（平成24年告示第23号）第3条に定める区域の区分（以下「区域区分」という。）が、第一種区域及び第二種区域である地域

(2) 第二種区域

指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

2 時間

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日午前8時まで